「船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例の一部改正（案）の骨子」に対する意見

意見提出様式

|  |  |
| --- | --- |
| 住所（所在地） | 〒807-0873　北九州市八幡西区藤原３丁目8-13 |
| 氏名  （法人及びその他の団体にあっては、名称及び代表者名） | ヤマト　ヒロシ |
| 大和　浩 |
| 電話番号  ※ご意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認に使用します | 080-3944-0924 |
| 市外の方は、右欄の該当する項目にチェックしてください | ~~□市内に通勤・通学している~~  ✓この案に利害関係がある |
| 【意見】  北九州市の産業医科大学で受動喫煙対策の研究をしております。船橋市に住む知人が受動喫煙の被害に遭っていること、船橋市に設置される喫煙コーナーが全国各地に拡散することでその地区の住民の受動喫煙、そして清掃業者の受動喫煙の被害が永久に残ることを懸念してこの意見書を提出します。  まず、喫煙コーナーでは受動喫煙を防止できないことですが、  ・豊島区池袋駅東口の喫煙コーナーは壁の高さ285cmがあるにもかかわらず、 周囲の微小粒子状物質（PM2.5）の濃度が上昇し、受動喫煙が発生していました。  ・横浜市桜木町駅前の喫煙コーナーは四方から壁で囲われ、出入口はクランクに なっていますが、やはり周囲でPM2.5の濃度が上昇し、受動喫煙が発生して おりました。  　　  仮に、箱形の喫煙室を作ると、その排気口から周囲数十メートルの範囲で排気される煙による受動喫煙が発生します。つまり、どのような喫煙場所をつくっても、その周囲の受動喫煙をなくすことは出来ないのです。  また、灰皿を清掃する業者の職業的な受動喫煙の問題も発生します。    駅前のように人が集まる場所の対策として有効なのは、禁煙サインを数メートルおきに貼ることです。私の大学の最寄りのJR鹿児島本線折尾駅（15,428人／日）の周囲の写真を添付します。船橋駅（46,244人／日）の3分の１ではありますが、路上喫煙はほぼゼロです。  最良の対策は、禁煙地区の指定＋多数の禁煙サイン＋違反者への過料、です。  船橋市でそのような取組が実施され、全国の模範となることを期待しています。 | |

【締め切り】令和２年１１月１４日（土）（当日消印有効）

【提出先】船橋市環境部クリーン推進課　　〒273-8501　船橋市湊町２丁目１０番２５号

FAX　047-436-2448　　電子メール：kurinsuishin@city.funabashi.lg.jp

　　　　　※直接持参又は郵送、FAX、電子メールのいずれかで送付してください。

（問合せ先）クリーン推進課：電話　047-436-2434